

生駒市人事行政の運営等の状況に関する公表

生駒市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています。）

（各年4月1日現在）

	R 6 年	R 5 年
職員定数	9 1 0 人	9 1 0 人
職員数	8 5 1 人 (4 9 人)	8 4 0 人 (5 9 人)

(注) 1 職種には、一般行政職、税務職、保育士、幼稚園教諭、企業職、技能職などがあります。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員であり、定数外です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

			職員数 (人)		対前年 増減数(人)	主な増減理由
			R 6 年	R 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
		総務・企画	1 4 1	1 3 9	2	業務増
		税 務	3 2	3 2	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	1 3	1 3	0	
		土 木	8 4	8 2	2	業務増
		民 生	1 7 0	1 6 4	6	業務増
		衛 生	5 6	5 7	▲ 1	欠員不補充
		計	5 1 0	5 0 1	9	
	教 育	1 1 9	1 2 0	▲ 1	欠員不補充	
	消 防	1 3 7	1 3 3	4	業務増	
	普通会計 部門計	7 6 6	7 5 4	1 2		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		3 0	3 0	0	
	下 水 道		1 3	1 3	0	
	病 院		2	2	0	
	そ の 他		4 0	4 1	▲ 1	欠員不補充
	公営企業等会計 部門計		8 5	8 6	▲ 1	欠員不補充
合計			8 5 1	8 4 0	1 1	

- (注) 1 職員数は一般職に属する常勤の職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。
- 2 一般行政部門とは、公営企業等会計部門以外の部門です。普通会計部門とは、一般行政部門に教育、消防の部門を加えたものです。公営企業等会計部門とは、上水道、下水道、病院、その他の特別会計の部門です。

(3) 年齢別職員数の状況

①年齢別職員数の状況

(令和6年4月1日)

区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	計
職員数	4	43	90	83	76	83	56	73	110	118	95	20	851

②全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

	R6年	R5年
平均年齢	42歳2月	42歳

(4) 採用者の状況

①職種別・採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用があります。

採用試験の主な内容は、適性検査（総合能力試験（SPI3））（任期付職員、社会人対象枠を除く）、面接試験、書類審査（保育士・幼稚園教諭（大学卒・短大卒）、消防職を除く）、適性検査を行っており、職種によっては専門試験（土木職）、実技試験（保育士・幼稚園教諭）、体力試験（消防職）を行っています。

1次試験のSPI3は、より多様でかつ優秀な人材を確保するため、一部の職種を除き、平成25年度の採用試験から導入しています。

令和6年4月1日の新規採用職員については49名です。

②採用試験の実施状況（令和6年4月1日採用職員）
（新卒卒）

※事務職(大学卒、短大卒)の内2名は令和5年10月、
令和6年1月採用
※技能職(調理)は令和5年9月採用
※DX推進担当の内1名は令和6年1月採用
※税務専門員は令和6年9月採用

職 種	受験者 数	一次試験 合格者数	二次試験 合格者数	三次試験 合格者数	四次試験 合格者数	受験 倍率
事務職 (大学卒、短大卒)	491	200	54	20	—	24.6
事務職(障がい者対象) (大学卒)	11	7	3	1	—	11.0
技術職 (土木・大学卒)	9	7	6	2	—	4.5
保育士・幼稚園教諭 (大学卒、短大卒)	82	43	31	13	3	27.3
事務職 (高校卒)	19	9	4	2	—	9.5
消防職 (大学卒、短大卒、高卒)	85	49	15	5	—	17.0

（社会人卒）

職 種	受験者 数	一次試験 合格者数	二次試験 合格者数	三次試験 合格者数	四次試験 合格者数	受験 倍率
保育士・幼稚園教諭	12	10	8	5	3	4.0
事務職(総合事務)	356	52	20	13	—	27.4
事務職(図書館司書)	100	16	5	2	—	50.0
事務職(社会福祉士)	15	8	5	1	—	15.0
技術職(土木職)	1	1	1	—	—	1.0
保健師(職員の健康管理担 当・任期付短時間)	0	—	—	—	—	0.0
保健師(国保加入者への保健 事業担当・任期付短時間)	4	4	1	—	—	4.0
DX推進担当(任期付短時間)	48	18	5	—	—	9.6
税務専門員(課税調査員・任 期付常勤)	13	13	1	—	—	13.0
税務専門員(滞納徴収員・任 期付常勤)	7	7	1	—	—	7.0

(その他)

職 種	受験者 数	一次試験 合格者数	二次試験 合格者数	受験 倍率
技能職(調理) (任期付常勤)	3	3	1	3.0

(5) 退職者の状況

令和5年度の退職者数は、30名（男性16名、女性14名）となっています。
退職事由別でみますと、勸奨が2名、自己都合等が28名です。

(6) 暫定再任用・定年前再任用の状況

再任用とは、高齢者の知識・経験を有効に活用するとともに、年金制度の改正にあわせ、60歳代前半の雇用と年金の連携により定年退職者の生活を支えるため再雇用する制度です。

令和5年度より、60歳だった定年が65歳に達するまで2年に1歳ずつ引き上がる定年引上げ制度が開始し、令和4年度までの再任用職員は暫定再任用職員に名称が変更となりました。

また、60歳に達した職員は、その職員の定年年齢に達する年度までの間、定年前再任用短時間勤務職員を任用形態として選択できるようになりました。

令和6年度の定年前再任用短時間勤務職員は5名、暫定再任用職員は46名（常勤2名、短時間勤務44名）でした。

(7) 公益法人、営利法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が生駒市の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものや、生駒市が出資している株式会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものについて、職員を派遣しており、令和6年度は1名です。

(8) 障がい者の任用状況

障がいのある方の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者雇用率が定められています。法定雇用率及び令和6年6月における本市の雇用率は次のとおりです。

令和2年度時点から令和3年度末まで法定雇用率を下回っていましたが、令和4年度には事務補助業務を担う職員の試験を実施して会計年度任用職員として4名採用し、法定雇用率2.6%に対して本市の雇用率は2.7%と令和5年6月における法定雇用率を達成しました。

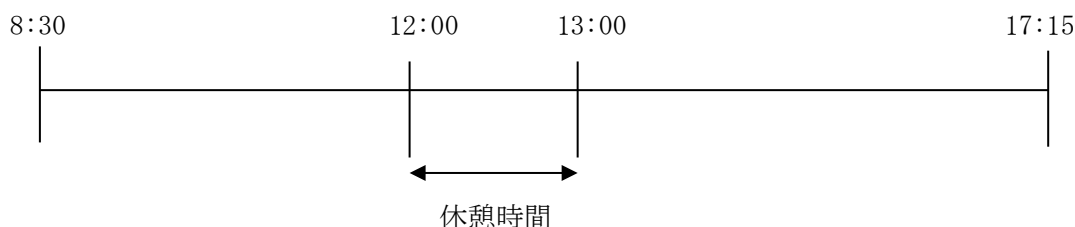
令和5年度にも障がいのある方を対象に正規職員及び事務補助業務を担う職員の試験を実施したものの採用には至らず、また法定雇用率が2.80%となったのもあり、本市の雇用率は法定雇用率をわずかに下回りました。

法定雇用率	2.8%	令和6年度	2.73%
-------	------	-------	-------

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要 (令和6年4月1日現在)

職員の勤務時間は、一部の施設等を除き、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。通常、昼に1時間の休憩時間があります。



(2) 職員の年次有給休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

R5年度（4月1日～3月31日）の平均取得日数
13.1日

(3) 特別休暇等の概要 (令和6年4月1日現在)

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づき、年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇が認められています。

(4) 職員の育児休業の概要

職員が育児をするために、育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度があり、育児休業は子が3歳に達するまで、部分休業、育児短時間勤務制度は、小学校就学前まで、子育て部分休暇は小学校在学中に取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業、子育て部分休暇は30分単位で取得でき、育児短時間勤務制度は週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分のいずれかに勤務時間を変更することができます。

なお、令和5年度に育児休業を取得した職員数は27名です。

(5) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置しています。

組織等	説明
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者
副総括安全衛生管理者	総括安全衛生管理者を補佐する者
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者

衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者
安全衛生推進者 又は衛生推進者	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師
職員安全衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項及び労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要

地方公務員法は、分限及び懲戒の基準として、「すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」(第27条第1項)と定めるとともに、「法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降任、免職、休職等を行えない」としています。

この規定の趣旨は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとするものです。

本市においては、任命権者が職員をその意に反して降任し、免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合 ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③前記①②の外、その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ②刑事事件に関し起訴された場合 ③学校、研究所その他これに準じる公共的施設においてその職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合等としています。

(2) 分限処分の状況

令和5年度に降任及び免職処分を受けた者はいませんでした。

また、同年度中に休職にあった職員は16名で、すべて病気によるものです。

(3) 懲戒制度の概要

各任命権者は、職員が、①地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、規則、規程に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか一つに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができます(地方公務員法第29条第1項)。

なお、処分については、公正さを欠くことのないよう、各事案の内容を詳細に調査した後、人事院が定めた懲戒処分の指針及び過去の処分事例等と比較検討し、慎重なる審議を行った上で決定しています。

(4) 懲戒処分等の状況

令和5年度に懲戒処分を受けた職員数は1名です。

4 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要

職務専念義務は、①研修を受ける場合 ②厚生に関する計画の実施に参加する場合 ③地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審査に出頭する場合 ④法第49条の2第1項の規定により審査請求をし、又はその審査に出頭する場合 ⑤法第55条第11項の規定により当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合 ⑥法令、条例等による委員会、審議会等の構成員として、その職務遂行のため、その業務に従事する場合 ⑦本市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その職務に従事する場合 ⑧学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定される大学の通信教育課程に在学し、面接授業を受ける場合 ⑨その他市長が特別の事情があると認める場合に限り免除されます。

(3) 営利企業等従事許可制度の概要

地方公務員法に基づき、特に任命権者が許可しない限り、職員が営利を目的とする企業等の役員等に就任すること、営利を目的とする企業を自ら営むこと及び報酬を得て他の事務、事業に従事することは禁止されていますが、職員から許可申請があった場合は、①職務の遂行に支障を来たさず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合 ②職員の占める職と密接な関係がある場合においても、任命権者が特殊の事情があると認めた場合 ③職員団体の業務に専ら従事する場合という基準に照らし、任命権者は許可を出しています。

5 職員の退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止するとともに、再就職した元職員に再就職情報の届出を義務付ける等、退職管理の適正確保に取り組んでいます。

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修方針・体系の概要と実施状況

①研修方針

地方分権時代に対応できる職員の育成を目指し、一般研修、専門研修、人権研修、派遣研修を実施するとともに、自発的な能力開発を支援するため、自己啓発に係る助成制度を整備しています。

②研修の実施状況

○一般研修

新規採用から管理職に至るまでの各階層を対象に、各職位の役割を認識し、各階層に必要な業務遂行能力の向上を目的として実施しています。

(令和5年度)

研修名	受講者数	回数
新規採用職員研修	46	3
土のう研修	35	1
初級職員研修	30	3
中級職員研修	15	1
自治体職員基礎研修	27	13
課長級特別研修	52	4

○専門研修

具体的な課題ごとに、職務を遂行するうえで必要な専門知識等を身につけることを目的に実施しています。

(令和5年度)

研修名	受講者数	回数
情報セキュリティ研修	209	1
人事評価事務説明会	28	1
協創力向上研修	22	1
課題発見解決研修	14	3
再任用職員研修	44	1
自治体職員基礎研修 (事例検討編)	8	10

○人権研修

人権問題についての正しい認識と理解を深め、人権啓発のリーダーとしての資質を高めることを目的に実施しています。

(令和5年度)

研修名	受講者数	回数
ハラスメント研修	96	3
山びこ研修	19	6
行為者コーチング研修	1	6

○派遣研修

より広い視野や高度な専門知識、技術を身につけるために、職員を外部の研修機関（自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、全国建設研修センター等）へ派遣しています。

(令和5年度)

派遣先	受講者数
自治大学校	1
全国建設研修センター	4
市町村アカデミー	2
全国市町村国際文化研究所	2
日本下水道事業団	1
奈良県消防学校	16

③自己啓発研修の実施状況（令和5年度実績）

○資格助成

5件

○自主研究グループ

1件

（2）職員の人事評価等について

職員の職務で発揮された能力や業績が正しく評価され、それに基づき身分取扱いがなされることは、職員の志気を高め、公務能率の向上を図る上で重要です。したがって、昇任試験、日常の観察又は指導から把握した職員の勤務態度、能力、適性、勤務意欲に基づき、公平かつ正当な評価に努めています。

平成26年度からは、全職員に人事評価制度が導入され、目標達成度評価及び職務行動評価を行っています。

また、自己申告制度により、本人の意欲や希望に配慮した人事異動を行うとともに、業務及びその目的達成への創意工夫・動機付けを図り、遂行能力の向上を図っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の事業概要

常勤職員は、奈良県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入しています。共済組合は、職員の掛金と地方公共団体の負担金などによって運営されており、職員とその家族の福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行っています。

①短期給付事業

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業など休業する場合に支払われる給付
	災害給付	災害により死亡した場合などに支払われる給付
附加給付		病気・負傷などの場合に附加して支払われる給付

②長期給付事業

退職給付	老齢厚生年金	被保険者期間等10年以上の者が退職した場合で、65歳に達したときなどに支給
	退職共済年金 (経過的職域加算額)	被保険者期間10年以上、平成27年9月以前に引き続く職員(共済組合員)期間が1年以上の者が65歳に達したときなどに支給(在職中は支給停止)
障害給付	障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて請求・審査により支給
	障がい共済年金 (経過的職域加算額)	初診日が平成27年9月30日までにある場合に障害厚生年金に加えて支給
	障害手当金	軽度の障害の状態のときに支給
遺族給付	遺族厚生年金	組合員が死亡したときに、組合員によって生計を維持していた遺族に支給
	遺族共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月30日以前に組合員期間を1月以上有する方が平成27年10月1日以降に亡くなられた場合、遺族厚生年金に加えて支給

③福祉事業

健康診断等の保健事業のほか、貸付事業、貯金事業、宿泊助成事業を行っています。

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

(令和5年度)

新規認定件数	傷病	死亡
通勤災害	1	0
公務上の災害	4	0

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年１回以上、また、職種により特殊健診を都度実施しており、職員の健康に配慮しています。

また、適正な執務環境に向けて、職場巡視により、職場の状況を確認し、その改善に取り組んでいます。

（４）メンタルヘルスへの対応状況

「職員こころの相談室」を開設しているほか、ストレスに対する自己や職場管理について、毎年度ストレスチェックを実施し、高ストレスと判定された者については医師面談を勧奨しています。また、セルフケアやラインケアの内容について、研修を随時行っています。

（５）ハラスメントへの対応状況

職場におけるハラスメントについては、「職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、相談者の職場に応じた相談窓口を設置し、随時相談を受付け、対応をしています。

また、職員に対しては、研修の実施やパンフレット等の配布を通して啓発を行っています。

（６）その他職員福祉のための独自の制度の概要

職員及びその家族の相互共済及び福利の増進を図ることを目的に、職員互助会を設置し、福利厚生事業を行っています。

主な事業として、給付事業（慶弔金や人間ドック受診に係る給付）、ボウリング大会、貸付事業、売店事業等を実施しており、職員が負担する会費で運営しています。

なお、会費は給料月額５／１０００、市からの補助金は、平成２２年度から廃止となりました。

【Ｒ５年度決算状況】

互助会費 １６，６６２，４４０円

８ 公平委員会の業務の状況（措置要求）

（１）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

令和５年度につきましては、職員の措置要求はありませんでした。

（２）不利益処分に関する審査請求制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求をすることができます。

令和５年度につきましては、職員の審査請求はありませんでした。